

論 説

19世紀末のオスマン海軍

——財政問題を中心に——

小 松 香 織

は じ め に

オスマン帝国海軍の全盛期は15世紀後半から16世紀前半にかけてであった。バルバロス・ハイレッディン・パシャ Barbaros Hayreddin Paşa (1546没)⁽¹⁾ や、ピーリー・レイス Pîrî Reis (1554没)⁽²⁾ といった傑出した提督たちの活躍によって、地中海に霸をとなえたのである。しかし、そのオスマン海軍にもレバント海戦 (1571)⁽³⁾ を境にけげりが見えはじめ、18世紀末には西欧海軍に対する劣勢は誰の目にも明らかとなった。時のスルタン、セリム3世 Selim III (1789—1807) が海軍の近代化に乗り出ましたが、この試みも彼の廃位によって、実効を見ぬうちに中挫してしまった。

19世紀中葉、オスマン海軍の再編に意を注いだのが、スルタン・アブデュル・アジズ Abdülaziz (1861—1876) である。アジズは1861年に即位すると、海軍力を強化するための勅令を発布した。その背景には、1827年の露・仏・英連合軍のチェシュメ奇襲により艦船のほとんどを焼き払われてしまい、艦隊を再編成しなければならぬという事情があった。アジズは巨額の費用を投じて西欧諸国から艦船を買い集めた。その結果、オスマン帝国に突如近代的な艦隊が出現することになった。その陣容は、装甲艦20隻、コルベット艦7隻、運送船43隻で、総トン数と砲門数による単純な比較では、当時英、仏に次ぐ世界第3位の勢力を誇ったという。しかし、これらの艦船の大半は外国製であり、機関士や技術者もほとんどがお雇い外

国人であった。つまり自国の資源や、人材、産業、そして技術力に負うものではなかったのである。とはいえ、このアジズの時代にオスマン海軍は、少なくとも外見上近代的な体裁を整えるに至った。

アブデュル・アジズが1876年にクーデタによって廃位された後、ムラト5世 Murat V をはさんで即位したのがアブデュル・ハミト2世 Abdülhamit II (1876—1909) である。このスルタンは約34年間の長きにわたって専制政治を行なったことで知られている。そして、彼の治世は海軍の暗黒時代とも言われる。ハミトの即位直後に勃発した露土戦争が終結した1878年から1897年のギリシアとの開戦前夜までの間、艦隊の主力艦はすべてイスタンブルの金角湾に係留されたまま活動を停止していた。その結果海軍の力は衰弱し、ギリシアとの開戦をひかえて20年ぶりに出動した時には、艦船、兵器、人員共に実戦の用をなさないほどであったという⁽⁴⁾。

一方、世界史的に見れば、19世紀末から20世紀初頭は海軍が飛躍的に発展した時期であった。造船、電気、通信の分野で新しい技術が次々に生まれ実用化されていった。木造帆船に代わって鋼鉄製の蒸気船の時代が到来し、船舶の航行にスピードと安全性がもたらされた。さらにスエズ運河の開通によってアジアへの海上路が短縮された。物資の輸送、軍事行動といった側面において、制海権は帝国主義的拡張の鍵となった。したがって列強は海軍力の強化にしのぎを削りはじめた。その同じ時期にオスマン海軍は暗黒時代の刻印を押されているのである。

これまで、海軍の衰退の原因はすべてアブデュル・ハミトの専制に帰せられてきた。すなわち、海軍が先帝アジズの廃位に重要な役割を担ったことから、スルタンは保身のためにその力を封じたというのである。しかし、19世紀末という時代、そしてオスマン帝国の置かれた地理的条件が要請する海軍の重要性を考えると、これはあまりに皮相な解釈と言わざるをえない。むしろこの問題はオスマン国家の財政の破綻という視点から検討してみる必要があろう。なぜなら、この時代に見られた技術革新は、海軍をきわめて高価なものにし、海軍力の強弱はそれを保有する国家の経済力にかかっていた

からである。アブデュル・ハミト時代の海軍の研究は数少ない。とくに財政問題を扱ったものはほとんどないと言ってよい。わずかにオズトゥナ Y. Öztuna が艦隊を湾内に封鎖した理由の一つとして、「当時の海軍が高くついた」ことを指摘している程度である⁽⁵⁾。

本稿の目的は、1878年から1897年までの20年間にわたるオスマン海軍の活動を財政問題に焦点をあてて検討することにある。トルコ共和国海軍史料館⁽⁶⁾には、海軍から宮廷、大宰相府、大蔵省などへ送られた文書の写しが保管されている。また、同総理府オスマン朝史料館⁽⁷⁾では、勅令、各種上奏文、および国家財政台帳を見ることができる。本稿ではこれらの史料を用い、当該期の海軍財政の実態をできるだけ明らかにし、問題点を抽出していきたいと思う。おそらく、海軍の衰退はオスマン帝国の経済的半植民地化という、より大きなマトリクスの中のひとつの事象として位置づけられるであろう。

なお、当時は、オスマン・リラ、クルシュ、ケセといった貨幣単位が併用されていた。1ケセは500クルシュであるが、リラとクルシュの換算率は常に変動していたため（1オスマン・リラはアブデュル・ハミトの即位当時は102.25～103.15クルシュ、退位時には107.5～108.5クルシュであった）、本稿では貨幣単位をあえて統一せず、史料の表記をそのまま採用することにした。

1. 国家財政から見た海軍

ここでは、オスマン帝国の財政文書により、国家財政の中での海軍財政の位置づけを試みたい。

まずその前に、アブデュル・ハミト2世時代に至るまでの海軍財政の変遷を簡単に振り返っておこう。海軍の經理事務は、海軍主計局 Bahriye Muhasebecisi が担当していた。予算および決算は海軍最高会議 *Şûrâ-i Bahriye* の審査をへて、海軍大臣から大宰相府へ送られ、大宰相は大蔵省の承認を得た後にスルタンに上奏し、勅令を以て確定するシステムになっていた。

タンズィマート⁽⁸⁾以前には海軍の財政は黒字であった⁽⁹⁾。ところ

がダンズィマート時代にその収支は逆転し、毎年100万クルシュ余の赤字を出すようになる⁽¹⁰⁾。同時に債務も次第に累積し、1851年には10,855,000クルシュの負債が報告されている。それでも、この時点ではこの金額はそれほど深刻なものとは考えられていなかったようである。1852年5月11日付の上申で、カプダン・パシャ Kapdan Paşaは、「この程度の負債は大した額ではなく返済の見通しは立っている」と述べている⁽¹¹⁾。海軍財政が急激に悪化したのはクリミア戦争（1853）以後のことである。これは海軍に限ってのことではなく、オスマン帝国の国家財政全体の傾向でもあった。オスマン帝国は、クリミア戦争の戦費を捻出するために初めて外債を募集したのを皮切りに、以後借款を繰り返し、その元金と利子とは膨大な額となった。そしてついに1875年、外債の利子の支払いが不能となり、国家財政は事実上破産に追い込まれる。海軍もまた、クリミア戦争以後その借款額は膨れ上がっていました。とくにスルタン・アブデュル・アジズは、軍艦購入のために大蔵省の反対を押切り、巨額の借款を繰り返した。その額は、たとえば1867年に600万クルシュ、68年にも600万クルシュに及んだ。アジズの海軍への傾倒はオスマン国家の破産の一因とも言われる。後を継いで即位したアブデュル・ハミト2世が第一にしなければならなかったのは、国家財政の立て直しであった。それはもっぱら支出をおさえることによって達成されようとしていた。こうした過去の経緯をふまえた上で、アブデュル・ハミト時代の海軍財政を検討してみたい。

国家財政において海軍にどれだけの予算が割り当てられていたのか。また、その収支はどうであったか。表1はオスマン帝国の国家財政支出を示している。財務暦1305年（1889.3.13—1890.3.12）から1310年（1894.3.13—1895.3.12）までの総国家予算の平均は2,017,458,000クルシュ、うち海軍の通常予算の平均は57,353,000クルシュである⁽¹²⁾。同じ時期の総国家支出の平均は1,944,372,000クルシュで、海軍の通常支出の平均は63,109,000クルシュである。また、支払い額を見るならば、国家の平均が1,929,731,000クルシュ、海軍通常支払い額の平均は73,179,000クルシュとなっている。海軍

表1 オスマン帝国国家財政支出

財務暦(年) (西暦)	1305 (1889/90)	1306 (90/91)	1307 (91/92)	1308 (92/93)	1309 (93/94)	1310 (94/95)
<予算額> (単位: 千クルシュ)						
通常計	1,962,933	1,828,502	1,788,669	1,866,072	1,939,731	1,924,992
軍事費	805,521	751,260	780,836	767,333	803,416	774,963
陸軍	550,000	513,000	537,986	531,395	563,878	534,847
兵器廠	76,500	62,565	60,832	57,744	60,465	57,289
海軍	60,000	56,375	56,375	56,074	56,954	58,340
憲兵	119,021	119,320	125,643	122,120	122,119	124,487
民政費	550,279	522,703	475,316	557,372	561,444	560,176
公債	607,133	554,539	532,517	541,367	574,871	589,853
特別計	152,466	164,227	95,539	63,020	202,489	116,105
陸軍	78,782	109,304	75,076	53,440	141,076	97,355
海軍	30,082	42,423	13,471	7,830	41,097	5,000
その他	43,602	12,500	6,992	1,750	20,316	13,750
総計	2,115,399	1,992,729	1,884,208	1,929,092	2,142,220	2,041,097
<確定額>						
通常計	1,832,074	1,822,343	1,859,498	1,872,036	1,940,897	1,855,744
軍事費	811,969	764,460	784,137	798,647	826,965	773,536
陸軍	550,000	513,000	537,986	553,090	584,033	534,846
兵器廠	76,500	62,565	60,832	57,744	60,465	57,289
海軍	66,448	69,575	59,676	65,693	60,347	56,914
憲兵	119,021	119,320	125,643	122,120	122,120	124,487
民政費	520,967	541,312	588,313	535,159	554,985	564,783
公債	499,138	516,581	517,048	538,230	558,947	517,425
特別計	111,946	80,129	69,915	71,746	77,231	72,670
陸軍	78,782	56,820	50,678	54,035	62,597	55,335
海軍	8,600	17,432	15,670	16,419	11,967	11,261
その他	24,564	5,877	3,567	1,292	2,667	6,074
総計	1,994,020	1,902,472	1,929,413	1,943,782	2,018,128	1,928,414
<支払額>						
通常計	1,872,679	1,838,463	1,840,275	1,877,108	1,860,318	1,917,877
軍事費	739,780	733,075	770,898	785,342	762,533	784,306
陸軍	512,765	513,274	536,880	541,732	537,192	550,055
兵器廠	53,584	43,887	46,503	56,010	50,443	56,899
海軍	75,799	72,993	79,883	74,152	65,132	71,112
憲兵	97,632	102,921	107,632	113,448	109,766	106,240
民政費	634,621	549,633	596,686	564,456	571,133	568,834
公債	498,278	555,755	472,691	527,310	526,652	564,737
特別計	55,006	67,585	51,485	55,863	71,030	70,694
陸軍	35,688	51,414	45,672	54,001	62,232	54,202
海軍	3,600	9,163	1,250	253	2,000	9,640
その他	15,718	7,008	4,563	1,609	6,798	6,852
総計	1,927,685	1,906,048	1,891,760	1,932,971	1,931,348	1,988,571

史料 : 1305(BA Maliye Nezareti, Maliye 1207), 1306(1185), 1307(1205), 1308(1206), 1309(1240), 1310(1237)

は、通常予算において毎年支払い額が予算額をはるかに超過していることがわかる。

ここで、国家財政の中での海軍の位置づけをアジズ時代と比較してみよう。ただしアジズ時代には財政簿の記録のシステムが違っているため、これらを同列に論じることにはやや無理がある。そこで単に陸軍と海軍の通常予算の全体に占める割合だけを取り出して比較したのが表2である。海軍の予算は、アジズ時代には全体の6～7%を占めていたものが、アブデュル・ハミトの時代においては、陸軍の比率が増加しているのに対して海軍は3%程度にとどまっている。しかし、この二つの時代の海軍財政の比較を通常予算だけで論じるわけにはいかない。むしろ両者の相違を際だったものにしているのは、次項に述べる借款の問題だからである。

表2 陸海軍の総国家予算に占める割合(通常予算のみによる比較)

	アジズ時代*		ハミト時代						
	財務暦(年) (西暦)	1279 (1863/64)	1280 (64/65)	1305 (89/90)	1306 (90/91)	1307 (91/92)	1308 (92/93)	1309 (93/94)	1310 (94/95)
陸軍(%)	22.7	22.1	28.0	28.1	30.1	28.5	29.1	27.8	
海軍(%)	6.6	6.9	3.1	3.1	3.2	3.0	2.9	3.0	

* 史料：BA Maliye Nezareti, Maliye 1070.

2. 海軍と借款

先にもふれたようにタンズィマート以後、海軍財政は赤字に転じ、それとともに借款も蓄積していった。もはや借款に頼らずして海軍力を維持することは不可能となっていたのである。しかし、そのスケールおよび目的において、アジズ時代とハミト時代とではかなりの相違が見られる。表3は1870年以後の海軍の借款の記録をまとめたものである。あくまで史料で確認された範囲による比較であるが、アジズ時代には1870年から74年までの5年間に7件の記録があり、1回の借入れ額が大きい。これに対してハミト時代は、76年から97年までの20年間に16件を数えるものの、1回の借入れ額は一般に数千から数万リラ単位の小口なものである。

表3 海軍の借款

年	金額	貸し手	用途、条件など	史料
<アジズ時代(1861-76)>				
70/1	20万リラ	カメントフ		DA. MKT-458 /14
71	30万金貨	ロバート・ウェルソン		MKT-130/99
72	40万リラ	バルタジ・トドラキ	フリゲート艦413, 600 ポンド	MKT-149/15
73	10万リラ	バルタジ		MKT-164/69
?(74以前)	5万リラ	ローランド		MKT-160/7
74	100万クルシュ	オハニス		MKT-194/7
	100万クルシュ	オスマン銀行		MKT-194/7
<ハミト時代(1876-1909)>				
77	2万リラ	ザリフィ	ソホム難民輸送船チャーター料地	MKT-286/2
77	2万8千リラ	ザリフィ	35,000/週×2ヶ月	MKT-194/46
79	16万5千リラ	コラス	利子9%、手数料4%	MKT-523/1
80	1万1千リラ	コラス		MKT-237/27
80	2万5千リラ	ローランド他		MKT-237/52
83	87,500リラ	オスマン銀行	兵士の糧秣、給与他	BA. Trade 13 00, M3392
	2,500銀貨	コラス	無利子	SUB-227/2A
	18万リラ	コラス	79年の借款契約の改定、手数料無し、利子8%	SUB-279/149A
?(87以前)	60万クルシュ	ミション	無利子	SUB-279/149A
89	8万リラ	コラス	軍艦改装費、利子8%	BA. AD 1585 s.276
93	3千リラ	ヘルマン	利子6%、期限4ヶ月	SUB-419/11A
	4千リラ	アルスラーヤーン	造船所の資材購入費、軍服代 利子9%、手数料9%	SUB-414/23A
94	2万リラ	コラス	海運部門のため	SUB-487/2A
	58,319リラ	コラス	ボイラ一代他	MKT-773/82
	5万リラ	ザリフィ	海運部門のため、利子9%	SUB-417/234A
	27,500リラ	ザリフィ	〃、利子7%、手数料2%	SUB-417/234A

アジズ時代にこれほど巨額の借款をしている理由は、スルタンが国家財政を考慮せず次々に軍艦を買い入れたことによる。オスマン艦隊の主力をなす装甲フリゲート艦、コルベット艦はハミディエ Hamidiye を除きすべてアジズ時代に購入もしくは建造されており、それも60年代の後半に集中している⁽¹⁴⁾。したがって史料が手元にないため表には示すことができなかったが、1869年以前にはさらに高額の借款が行なわれたと推定される。

一方ハミト時代は、1875年の破産宣告以後1886年まで外国からの借款が停止され、再開後もその交渉は「オスマン債務管理局」Düyûn-i Umûmîye の指導の下に行なわれた。このため海軍の借款の規模も縮小されざるをえなかった。その目的も通常予算を補填することにあった。具体的には艦船の改装・修理の費用や、兵士への食糧の配給、遅滞の続く給与の支払いといった必要不可欠な出費をまかなうためのものであった。ハミト時代にも、海軍は一度艦隊の増強のため300～400万リラという大型の借款を計画したことがあったが、返済の目処が立たぬという理由で許可されなかった。

実際ハミト時代の唯一の例外である1879年の16万5千リラという大口の借款は、海軍財政を補うために行なわれたのだが、その返済は後々まで海軍にとって大きな負担となった。1887年3月13日付で海軍が大宰相府に提出した文書⁽¹⁵⁾によれば、海軍は1879年6月30日にコラス Kolas⁽¹⁶⁾ という人物と16万5千リラの借款契約を結んだ。その条件は、利子を9%，手数料を4%とし、返済は毎月の燈台収入から翌月の10日以降に行なう。借款はいつでも全額を返済しさえすれば終了することができるが、その場合、残金の4%を手数料として貸し手に支払う、というものであった。その後、財務暦1302年6月末(1886年7月12日)までの7年間に海軍が返済した金額のほとんどは利子と手数料の支払いにあてられ、元金の返済額は22,184リラにとどまり、なお142,846リラを残していた。海軍は、この契約は利子もさることながら手数料が高すぎるので、今後は手数料を廃し利子を7%とするという条件でコラスと契約を改定するか、もしくは別の相手から7%近辺の利子で借款を行なって、コラ

スの分を清算するか、この決裁を大宰相に求めた。これに対する大宰相の判断は、7%よりさらに低い利子で新たな貸し手を探すように、というものであった⁽¹⁷⁾。そこで海軍は、外務省を通じてロンドン、パリ、ウィーン、ベルリンで貸し手をついたが、これは不調に終わる。やむなく再びコラスと、手数料無し、年利8%という条件であらたに18万リラの借款契約をむすび、それまでの負債を清算した⁽¹⁸⁾。結果は手数料を免じられたとはいえ、重い債務を引き継ぎ背負っていくことに変わりはなかった。

要するにアブデュル・ハミト時代の海軍は、軍備拡張はもとより、財政の改善をはかる上でも、借款に多くを期待することはできなかつたのである。

3. 財政危機

(1) 海軍財政の窮乏

前述のように、海軍は、アブデュル・ハミト2世時代に予算の縮小と借款の制限とを受けて深刻な財政難に陥った。そこで特別予算の増額や予算外支出の許可などを求めざるをえなくなった。表4は1878~97年の海軍の財政上の訴えを示している。その大半は国庫からの特別支出を要請したものである。こうした請求の実態から当時の海軍の財政状況を具体的に見ていくたい。

1885年10月7日に大蔵省から大宰相府へ送られた文書⁽¹⁹⁾によれば、財務暦1301年(1785.3.13~1786.3.12)の海軍予算64,617,326クルシュの残高は、半年を経過した時点ではわずか733,672クルシュであり、海軍は1,992,062クルシュの支払いのために早くも1302年度予算の前借りを要請している。そしてこの会計年度末の近づいた1886年1月20日の記録⁽²⁰⁾では、すでに予算を29,900リラも超過していた。

1886年3月1日付の海軍大臣からスルタンへの上奏文⁽²¹⁾は、財政の窮状を次のように訴えている。

海軍兵士の日々の食糧に必要な小麦粉の調達と工員の賃金の支払いとにかかる費用を国庫から支出していただく件について

表4 海軍の財政上の訴え

日付	内容	史料
77.4.29	露土戦争の軍費と5ヶ月分の未払いの給与のため1.5~2万ケセの国庫支払い	MKT-284/107
83.10.20	水雷艇3隻の代金23,600リラと魚雷40基の前払い金6,000リラの支払いのため翌年度予算の前借り	BA.YA.hus.174-111
85. 4. 6	関税収入から海軍へ毎週割り当てる75,000クルシュを375,000クルシュに値上げ	BA.Irade 1302, D. 74887
10.17	兵士の冬の軍服代として19,920リラ62クルシュ前借り	BA.Irade 1303, D. 76290
10.20	5万リラの特別支出	BA.AD.1585, 46-47
12. 3	予備役召集と艦隊補強のため3万リラの国庫支払い	MKT-509/88-2, 85-1
86. 1.20	コルベット艦2隻の建造費として3年間に6万リラの支給	BA.AD.1585, 46-47
3. 1	2万リラの国庫支払い	BA.Irade 1303, D. 77288
4.22	毎月2万リラの支給	MKT-509/127
8.30	2万リラの国庫支払い	SUB-275/5A, 5B
87. 1. 1	月1万リラずつ計6万リラの国庫支払い	MKT-513/8
2.15	同上	MKT-513/8
5.26	同上	SUB-279/1A
5.23	艦隊補強のため月々25,000リラの支給	MKT-518/64
9.15	同じ件をスルタンに上奏	MKT-568/27A, 28
10.25	造船費用として10万5千リラの国庫支払い	MKT-568/34A, 35
88. 2. 1	魚雷の代金14,760リラの国庫支払い	MKT-517/104
10. 2	予算削減通達への回答	SUB-280/36A, B
89. 4.28	コルベット艦の建造費2万5千リラの国庫支払い	SUB-341/21
12.31	通常予算の不足を訴え	MKT-597/92
90. 2.12	ドイツ皇帝接待費21,400リラのうち国庫負担分の即時支払い	MKT-608/152
12. 8	新艦購入のため3年間に3,266,175リラとハミディエ艦のクリップ砲に149,248リラ、計3,415,423リラの支払い	MKT-617/111
92. 9.13	アームストロング砲の改造費用5,000ポンドの国庫支払い	CB.86
9.27	速射砲5門の代金10,650ポンドの国庫支払い	CB.86
11.14	地方駐留の兵士の手当3万リラの国庫支払い	Y.S.hus.266/137
94. 4.16	6隻の軍艦のボイラー取り替えのため5万リラの支払い	MKT-773/35
96. 6.11	軍艦建造費用5万リラの国庫支給	MKT-773/102
97. 1. 8	予算不足を訴え	MKT-1011/110
2.24	艦隊補強のため4万リラの国庫支給	MKT-773/114B

大宰相府と大蔵省とに再三申請を繰り返しております。(中略)，勅許により本年度中に17万リラを予算外で支出いたしましたが，その精算を承認・実行していただけないため，海軍は窮地に陥っており，(中略)，もし国庫から(補助金が)支給されなければ，海軍は食糧調達の道を閉ざされるであります。また，士官，兵士たちは6月まで給与が支払われず，困窮いたすことであります。工具たちの月額計8千リラにのぼる給与も5ヶ月分が滞っております。外国人の工具たちは給与が支払われないと申して休暇をとってしまっております。そのような訳で，兵士たちに日々の糧を支給するため，また1ヶ月分の食糧費と工具たちの1ヶ月分の給与支払い，そして孤児や寡婦への給付のために2万リラが必要であります。この金額を国庫から支給されるように詔勅を賜りたく(以下略)

1887年10月25日付の海軍の経理報告⁽²²⁾においても，9月末までの1ヶ月間に確定した支出はすでに年間予算を上回っており，残る5ヶ月間のための割当は残っていないとある。その理由は，「軍艦建造のために国庫から支払われることが詔勅で定められた11万リラのうち，今まで僅か5千リラが支払われたにすぎず，これをあてにして購入した物資の代金と臨時に雇った工具の賃金，造船所の建物の改築費などを通常予算から支出したため」であるとし，大宰相の節約命令に対しては，「これ以上(経費削減を)進めれば，造船や製造は完全に停止し，陛下の御意にそむくことになりましょう」と反論している。

1889年12月31日付の海軍から大宰相府への上申⁽²³⁾もまた同様の内容を含んだものである。

海軍の1305年(1889.3.13—1890.3.12)会計年度の支出予算額は，当該年度の通常収入に対し12,633,154クルシュの赤字であります。6千万クルシュの(海軍への)割当額は，衣料費，食糧費等必要不可欠な費目をまかなえる程度で，購入，造船，修理等の費目には至りません。このために前述の赤字が発生いたしました。実際，何を優先させるべきかにつきましてはきわ

めて注意いたしておりますものの、不可避の出費にはなすすべもございません。それゆえ、窮状を開闢すべく宰相閣下にお願い申しあげた次第です。もしも、割当金額を上回らせぬよう強要されるのであれば、その場合、購入や造船を中止もしくは休止せざるをえず、必要な軍艦や運送船の建造が遅れ、陛下のご希望に差し障る事態となるであろうことは明らかであります。

1894年4月16日には、海軍はスルタンに対して、艦隊の整備のために過去数年にわたり予算を申請してきたが、大宰相府はいまだ手を打ってはくれず、それどころか予算の削減を行なったために、現在の通常予算額では兵士の軍服代、給与および若干の修理代しかまかなえず、帝国艦隊の再編は後回しにせざるをえない、と直訴した。スルタンはこの主張を認めて、海軍の要求する資金援助を行なうよう4月21日に大宰相府に通達している⁽²⁴⁾。

1896年6月11日付の海軍大臣の上奏文⁽²⁵⁾は次のように述べている。

勅令により海軍造船所とイズミト造船所で3年前から建造を始めた装甲・非装甲巡洋艦、砲艦計11隻のために年間28万リラが予算として組み込まれておりますが、大蔵省からは初年度に5万リラを受け取ったのみで、去年、今年は1リラといえども支給されておりません。このため造船所の工員の賃金の未払い分は膨大な額となり、建造休止の危機に陥っております。昨年、少なくとも5万リラだけは本年度予算に組み入れるようにとの詔勅を賜ったにもかかわらず、本年度に入って2ヶ月を経た段階でいまだにこれを受領してはおりません。このままでは巨費を投じて一部は完成に近づいている軍艦がみすみす朽ち果ててしまうことでありましょう。

1897年1月8日付の上奏⁽²⁶⁾では、海軍造船所や工廠の成果があがらないのは資金不足に起因すること、諸外国ではいかに財政的に苦しくとも海軍の整備を最優先していること、オスマン帝国の海軍の予算は他の海洋国家に比べてきわめて少ないともかかわらず、「國家財政の立て直しに腐心される陛下をお助けするため」海軍省

においても経費節約の規則は尊重していることなどを説いた上で、なおかつ通常予算額の不足を訴えている。これに対して2月24日に出された詔勅⁽²⁷⁾は、大蔵省へ海軍に4万リラを支払うよう促し、もしそれが不可能であればスルタン自身が海軍に貸与するとしている。

以上のように、当時の海軍の年間通常予算約60万リラという金額は、給与と兵士への配給（食糧、衣服など）といった広い意味での人件費をまかなうのにも窮し、造船所や工廠には小規模な修理の費用を配分するのが精一杯というありさまであった。したがって軍艦や兵器の導入といった本来行なうべき事業には、特別の予算枠を計上せねばならなかった。ところが多くの場合、大宰相府と大蔵省は国家の財政難を理由にこれを認めようとはしなかった。そこで海軍側はスルタンに直訴して勅許を手に入れることになるが、それでもなお全額支給への道は遠かった。具体例をあげれば、表4で1887年の1月1日、2月15日、5月26日の訴えはすべて同じ件にかかわるものである。軍艦の建造費として、1886年の8月から6ヶ月間にわたり、月々1万リラずつ計6万リラの支給が、詔勅によって承認されていた。にもかかわらず、同年12月末までの5ヶ月間に885リラが支払われたにすぎなかった⁽²⁸⁾。87年の5月の末に至っても、海軍が手にしたのはわずか5千リラであった⁽²⁹⁾。その結果、3度にわたる督促が大宰相府に提出されたのである。こうした出口のない堂々めぐりの背景には、オスマン帝国の国家財政そのものの逼迫があった。次に、国家財政を司る立場にある大宰相府、大蔵省の海軍財政対策にもふれておこう。

（2）大宰相府、大蔵省の対応

海軍に対して大宰相府や大蔵省は経費節減、予算の削減、予算外支出の禁止をたびたび通達している。以下年代順に例をあげてみよう。

1876年6月10日、海軍の司令官、提督、造船所の責任者に対し、支出にあたっては重要かつ不可欠な項目に絞り込み、できる限り節

約につとめるようにとの大宰相通達を伝える文書が出されている⁽³⁰⁾。これはアブデュル・アジズの廃位とムラト5世の即位（1876年5月）の直後に提出されたものであり、大宰相府と大蔵省の反対を無視して海軍に巨費を投じた先のスルタンの政策が、新スルタンの治世ではもはや続行されないことを示したものと考えられる。この方針はアブデュル・ハミト2世時代にも受け継がれた。

1877年2月3日海軍は財務暦1293年度（1877.3.13—1878.3.12）の予算案を大宰相府へ提出した。予算総額は297,297ケセ441クルシュ。うち通常支出が223,378ケセ122クルシュ、特別支出が63,919ケセ319クルシュであった。これに対し、大宰相府は財政委員会 Bütçe Komisyonu の検討の結果として、通常支出を18万ケセに抑え、特別支出は予算総額から切り離すよう指示して予算案を差し戻した。海軍側は、3月20日修正案を提出する。その中で、通常支出については人件費の節約によって18万ケセに減らすことも可能である、と了承した。そのかわりに、造船費用等のため特別支出として計上した63,919ケセ319クルシュに、通常予算から削られた53,078ケセ122クルシュを上乗せし、合計117,297ケセ101クルシュを国庫から別途支出してもらいたいと要求している⁽³¹⁾。しかし、こうして予算審議の段階で縮小された海軍の通常支出は、年度内の6月2日に大宰相通達によってさらに削減を求められることになる。しかも、この時すでに露土戦争がはじまっていた（1877年4月24日開戦）。海軍最高会議は、海軍予算は節約に完璧を期し、最大限の削減を実行して作成・提出されたものであり、我々が現在置かれている状況では、もらやこれからは何一つとして削ることは不可能である、と大宰相の命令を峻拒した。そして、このような節約命令は平時においては可能かもしれないが、現在のような戦時には考えられないことであると述べている⁽³²⁾。こうした戦時においてすら軍事費の削減をためらわぬ大宰相府の方針は、時により程度の差こそあれ、アブデュル・ハミト時代を通してすべての大宰相たちに引き継がれていくのである。

1878年には大宰相通達⁽³³⁾によって、国庫収入は従来のように各

省庁に無計画に振り分けず、すべての省庁の予算を定め、それに従って支給するとし、国家予算の作成とその厳密な執行をめざす方針が明らかにされた。

1883年10月22日付の大宰相サイト・パシャ Sait Paşa の上奏文は⁽³⁴⁾、時の宰相の国防と国家財政とに関する認識を知る上で非常に興味深いものである。サイト・パシャは、ヨーロッパの情勢を分析した上で近い将来開戦の可能性がきわめて高いと考えていた。彼は国防について軍事評議会 Teftiş-i Askerî Komisyonu の提出した答申を、不明確かつ不十分であると批判しているほどであるから、軍備増強の重要性はよく承知していた。にもかかわらず、行政の長として国家財政の窮乏を前に軍事費の増額を容易に認めることはできなかったようである。

財政的に（わが国が）今日どれほど困窮しているかは重ねて申し上げるまでもございません。（軍事評議会は）定められた軍事費の全額支払い、時局の要請する徴兵の費用を他の支出を切り詰め、儉約することによって捻出する可能性について検討しておりますが、愚見によればこれは不可能であります。国家行政がしかるべき行なわれるか否かは国費が十分であるか否かにかかるており、この面に生じる弊害は軍事改革の不備から生じる弊害と同じほど恒常的なものとなることは明らかであります。軍事費以外のすべての行政費用が全面的に停止したならば、そして、様々な借款の利子、戦争賠償金等が支払われねば、やはり（国政の）目的が達成されたことにはならないのです。陸軍、海軍、兵器廠、憲兵隊の年間予算は約10,581,000リラにも達し、全民政機関の支出予算はそれよりも少ないのであります。軍は予算割当額を全額受け取っていないと抗議しておりますが、国家財政がこのような状態ではむしろ当然であります。

1884年11月16日には海軍のみならず全省庁に対して、予算外支出を申請しないようにとの大宰相通達が出された⁽³⁵⁾。1886年には海軍財政の見直し、とくに支出削減を求める大宰相通達があつたと思

われ、それに答える6月7日付の海軍の大宰相への上申⁽³⁶⁾が残っている。その中で、海軍において5ヶ月間にすでに支出した分と、詔勅にしたがって購入した機材の代金とはもはや削ることはできないとし、残る7ヶ月間にどのように節約しようとも予算は赤字になると説明している。

財務暦1303年度（1887.3.13—1888.3.12）にも、海軍予算が年度の途中で削減された例を見る事ができる⁽³⁷⁾。まず年度始めに海軍省が提出した予算案は、通常支出が88,027,548クルシュ、特別支出が38,831,060クルシュ、合計126,858,608クルシュであったが、財政委員会により、通常支出84,714,867クルシュ、特別支出37,543,560クルシュ、合計122,258,427クルシュに修正された。さらに、9月27日にまたも削減が命じられた⁽³⁸⁾。10月2日海軍省は、特別支出の削減は不可能であるとし、通常支出のみ「今年度に限り」さらに7,892,338クルシュ減額して76,822,529クルシュとし、総額14,366,089クルシュに修正するという回答を提出した。

1896年12月15日には再び全省庁に対して、予算外支出にはあらかじめ許可を要する旨が大宰相から通達されている⁽³⁹⁾。その要旨は、予算法 Bütçe Kanunu の第11条で、予算外支出を余儀なくされた金額については、理由を説明して大宰相府の許可を得る必要があるとされているにもかかわらず、省庁によっては事後承諾で処理していることが会計監査の際にしばしば見受けられるので、今後は法規を遵守するように、というものであった。

2週間後の12月28日にも、この予算外支出の問題について、予算外支出を発生させることは当然だが、特別の事情によりやむをえぬ場合のために予備費というものがとてあるので、予算外支出はこの予備費の中でおさめるよう注意すること。予備費でまかなえぬことが明らかな非常時、緊急時を除いては、いかなる場合も予算外支出を要求してはならない、という大宰相通達が出された⁽⁴⁰⁾。

1897年5月4日付の大宰相の海軍への通達⁽⁴⁴⁾はさらに厳しい内容となっている。これは先に海軍が、前年度に予算を計上しながら確定せず、当年度中に支払いが発生すると予想される造船、修理お

より人件費等の処理について伺いをたてたことへの回答とみられる。通達は、「予算法の第12条で、計上された以外の支出はいかなる理由においても絶対に認められない」と定められており、この条項は本年度予算について下された詔勅によても確認済みである」とし、予算はその年度内に使うこと。前年度もしくはそれ以前の支出を本年度予算から支払うことは認めない。年度内に支出が確定しなかった分の予算は取り消すものとする。予算に計上されていない支出が発生した場合は、許可を得た上で予算の範囲内で他の費目からまかなうべきであり、それができない場合は無駄な申請などはせず、翌年の予算に回すこと、と指導している。

この年の10月14日、大蔵省は海軍に、来年度予算を申請する際には、過去3年間の平均額よりもおよそ15%削減するように各省庁に指示をしたことを探えた⁽⁴²⁾。この文書で大蔵省が算定したところでは、海軍の過去3年間の平均支出額は65,317,024クルシュであり、今回の算式にあてはめると、55,343,648クルシュとなるので、これを基に来年度予算を速やかに作成して提出するように求めている。

さらに引き続いて10月19日に、海軍軍人の人件費をどれだけ削減することが可能であるかを、海軍参謀の中で経理に明るい3、4名の士官から成る委員会を組織して調査し、報告するようにとの勅命の下に、大宰相府から通達が送られた⁽⁴³⁾。海軍側は10月25日付の大宰相府への上申で、海軍の人員について詳細な報告を行ない、その結果として人員はむしろ不足しており、これ以上削減することは不可能であると回答している⁽⁴⁴⁾。

以上の事例からわることは、海軍財政への大宰相府や大蔵省の対応は確かに厳しいものであるが、こうした措置はひとり海軍に限らず、すべての省庁に対して行なわれており、むしろアジア時代のように海軍が特別扱いされなくなったということである。

(3) 海軍の財政対策

それでは財政難の中で、海軍自身はどのような努力をしたのだろう

うか。先ず第一に考えられたのは、艦船・兵器等の導入にあたって経済性を最も重視すること、すなわち、これらを外国に発注せず、できるだけ海軍内部で生産し、コストを引き下げる事である。しかし、そのためには造船所や工廠に新たな設備投資をしなくてはならず、再び財政問題が障壁となった。その上、欧米に比べて技術力の差は歴然としていたため、性能や安全性に多くの問題が生じた。また、当時オスマン帝国には、海軍を支援できるような民間の軍事産業も存在していなかった。以上のような理由で、国産化はまだ時期尚早と言えた⁽⁴⁵⁾。

次にあげられるのは人件費の節約である。海軍の通常支出のほとんどは人件費にあてられていた。財政難によって海軍軍人への給与支払いや配給の遅滞は恒常化していたとはいえ、人員を整理することはさすがにためらわれた。そこで、まず第一の標的とされたのが高給を支払っていた外国人技術者たちであった。アジズ時代には200名を越す英国人が働いていたが、ハミトの時代に入ると、わずか3年のうちにそのほとんどが解雇されたという⁽⁴⁶⁾。

外国人の大量解雇の後にとられた対策は、造船所・工廠で働く民間の工具の整理である。前述のように海軍はたびたび年度の途中で予算の削減を強いられたが、その都度、工具を解雇することによって活路を見出していた。たとえば財務暦1293年度（1877.3.13—1878.3.12）においては、命じられた約5万3千ヶセの減額のすべてを、工具の数を減らすことによって可能であると了承している⁽⁴⁷⁾。また、1303年度（1887.3.13—1888.3.12）の場合も、通常支出から節約できる費用として、軍服代、軍需物資等の購入費とならんで工具の賃金をあげている⁽⁴⁸⁾。1893年には、造船のために採用した300人ほどの工具の給与が支払えず、これを解雇したため、何人かの者が金曜礼拝に向うスルタンに直訴に及び、海軍省が叱責を受けるという事件も起きている⁽⁴⁹⁾。要するに人件費の節約、とくに臨時雇いの工具の解雇は財政難をしのぐ最も有効かつ速効性のある手段であったと言えよう。

その他にもいくつかの対策がとられた例がある。

1881年に、海軍兵士の糧秣配給制度の改革が提案されている⁽⁵⁰⁾。従来海軍兵士の糧秣は、セフェリー Seferî (海上勤務の者) とハザリ Hazarî (陸上勤務の者) とに分けて支給され、セフェリーにより多くが与えられていた。改革案はそれを一本化することによって節約しようというものである⁽⁵¹⁾。

1885年には、海軍の経理システムの改革案が提出されている⁽⁵²⁾。これは、1884年12月29日付の第109号大宰相通達で、中央の各省庁および地方の諸州からの決算報告書が期限内に提出されないため、対策を講じるように求められたのを受けて、海軍の委員会がただちに調査に取りかかり、答申をまとめたものである。その結果、次のような問題点が浮かび上がった。

- ・海軍造船所・工廠から毎日提出される出納簿に問題があり、当座勘定を即時作成することができない。
- ・イスタンブル港湾局 İstanbul Liman Dairesi、エレーリ炭田 Ereğli Maden-i Hümâyûn、海運部門 İdâre-i Mahsûsa⁽⁵³⁾からの決算の提出期限が守られていない。
- ・各工廠に勤める会計官たちに専用の事務室がない。
- ・地方にいる艦船や外地から送られて来る決算書の内容に責任を負う会計官が任命されておらず、この書類を検査する監査機関も設置されていない。

これらの問題点の解決策として次のようなことが提案されている。

- ・各工廠の收支簿を作成して当局に提出する。
- ・決算提出の義務を負う軍の書記たちの交替は委員会の承認を必要とし、代わって任命された者たちとの引き継ぎを記録する。
- ・イスタンブル港湾局、エレーリ炭田、海運部門からの決算報告システムを検討する。
- ・地方の石炭貯蔵庫にも經理担当の書記を1名ずつ任命する。
- ・旗艦は、任務終了時に軍の主計命令をただちに実行し、担当者に任命された者は、要求された決算書を期限内に作成し提出する。

この答申は1885年3月2日に書かれ、後日大宰相と会計検査院とに海軍大臣から伝えられた。しかし、これらの些末な対策が大きな効果を生んだとは思われない。

以上のように、当時海軍自身がとった財政上の対策にはほとんど見るべきものは無く、財政難を開拓するという観点からは、有効かつ抜本的な策とは言えなかった。

おわりに

以上、アブデュル・ハミト2世時代のオスマン海軍を評価する上で重要な意味をもつ財政問題について検討してきた。ここでまず指摘しておくべき点は、海軍政策に関わる意志決定者（機関）としてのスルタン（宮廷）、大宰相（大宰相府）、海軍大臣（海軍省、海軍最高会議）が、それぞれ立場の違いこそあれ、海軍力の重要性をけっして理解していなかったわけではないという事実である。アブデュル・ハミト2世が、先帝アジズほど海軍の拡充に積極的ではなかったこと、大宰相府や大蔵省が海軍への国庫補助を拒んだこと、海軍大臣および海軍最高会議の判断が経済性第一主義に終始したこと。これらは、すべて国家財政の逼迫という現実を前にしてのやむをえない選択であったと考えられる。オスマン帝国の国家財政はこの時期「オスマン債務管理局」の監督の下にあった。この機関は1881年に、オスマン帝国の外債の債権国（英・仏・独・伊・蘭・奥）によって設立され、租税の徵集権、借款交渉権などを握っていた。1911年には国庫の全収入の3分の1、関税収入の大部分が債務管理局に支払われている⁽⁵⁴⁾。すなわちオスマン帝国の国家財政は、西欧列強に支配されていたのである。こうした状況下で、列強に伍して海軍力を維持していくのは不可能であったにちがいない。20年間にわたって艦隊が金角湾に放置されていた最大の原因是ここに見いだされる。19世紀末のオスマン海軍は、オスマン国家そのものの財政基盤の崩壊、そして経済的半植民地化という、より大きなうねりの中に翻弄されていたと言えるのである。

最後に付け加えるならば、本稿で取り上げた史料を見る限り、ア

アブデュル・ハミト2世は、海軍と大宰相府・大蔵省の間にあってはむしろ海軍側を支持していることがわかる。これは、従来の「栄光のオスマン海軍を葬ったスルタン」というイメージとは明らかに相反するものである。それどころか史料は、本来絶対であるべきスルタンの詔勅も、行政のレベルにおいてしばしば無視されたことを示している。おそらく、実際の行政に携わる者にとっては、国力の疲弊という現実こそが絶対であったのだろう。アブデュル・ハミトの専制政治の評価も、こうした観点から問い合わせてみる必要があるのではなかろうか。

註

- (1) プレヴェザ海戦（1538）の英雄。この戦いでオスマン・トルコはスペイン、ヴェネチア、ローマ教皇などのカトリック連合艦隊を破り、地中海の制海権をにぎった。
- (2) 海洋地理書『海洋の書』*Kitâb-ı Bahriye* を著わした。
- (3) トルコはスペイン、ヴェネチア、ローマ教皇などの連合艦隊に敗れた。
- (4) この時のオスマン艦隊の惨状は、当時の艦隊司令官ハサン・ラミ・パシャの回顧録になまなましく描かれている。たとえば、主力艦の中でも最新のハミディエは、出航直後から浸水を繰り返し、同じく主力艦のメースティエの8つのボイラーのうち3つがたちまち破裂した。その後も次々に各艦のボイラーが故障した。塔載されていた大砲も、発射訓練を一度行なっただけでほとんどが壊れて使いものにならなくなってしまった。こうした状況を見た各艦の司令官は、これでは戦えないと一斉に辞表を提出したという (*Râmi Paşa, Hâtırat, İst., 1324 (1908/9)* 参照)。
- (5) Yılmaz Öztuna, *Büyük Türkiye Tarihi*, Cilt 10, İst., 1978, p. 157.
- (6) Deniz Müzesi Tarihi Arşivi (以下 DA と略す), なお収集した史料は次の分類のものである。() 内は略号。
 - Şûrâ-i Bahri Bölümü (SUB)
 - Mektûbî Kalemi Bölümü (MKT)
 - İslahat Bölümü
- (7) Başbakanlık Osmanlı Arşivi (BA),
İrâde Tasnifi

Maliye Nezareti, Maliye Defterleri

Ayniyat Defterleri (AD)

Yıldız Tasnifi

Yıldız Esas Evrakı (YEE)

Sadâret Resmî M'arûzât Bölümü (YA res.)

Sadâret Hususî M'arûzât Bölümü (YA hus.)

- (8) 1839年のギュルハーネ勅命にはじまるオスマン国家の大改革。
- (9) 1829年の海軍の収支は、収入が9,128,517.16クルシュ、支出が8,945,451クルシュで、183,066.16クルシュの黒字であった (Ali İhsan Gencer, Bahriye'de Yapılan İslahat Hareketleri ve Bahriye Nezareti'nin Kuruluşu (1789—1867), İst., 1985, p. 201)。
- (10) 1846/47年の収支は、収入が38,796,538.48クルシュ、支出が50,814,500クルシュで、10,953,500クルシュの赤字であった (Ibid., p. 204)。
- (11) Ibid., p. 215。オスマン帝国海軍の最高責任者を意味する「カプタン・パシャ」の称号は、19世紀に海軍省が設立され海軍大臣がその長となって以後、次第に使われなくなった。
- (12) Ibid., pp. 218—219.
- (13) 海軍に毎年予算として割り当てられた約60万リラ（1リラは約100クルシュ）という額がどの程度のものであったのかを知るために、例をあげるならば、1889年に英國海軍は新たに装甲巡洋艦6隻、バルベット艦2隻、ターレット艦2隻を進水させているが (The Naval Annual, London, 1890 参照)，その平均コストは、巡洋艦が27万、バルベット艦が75万、ターレット艦が57万ポンドであった。当時1ポンドは約1.1リラであったことから、オスマン海軍の年間予算60万リラはほぼターレット艦1隻分の値段に相当することがわかる。
- (14) Salinâme-i Bahriye 1307 参照。
- (15) DA MKT-523/1.
- (16) フランス人。1855年にオスマン政府から帝国内における燈台建設・経営権を手に入れ、多くの燈台を建設した。さらに1879年にはイスタンブールにおける波止場・ドック・保税倉庫建設権も獲得している。
- (17) DA MKT-523/25.
- (18) DA ŞUB-249/1A.
- (19) BA İrâde 1303 Dâhiliye 76290, lef. 2.
- (20) BA AD 1585, s. 47—47.
- (21) BA İrâde 1303 Dâhiliye 77288, lef. 1 (「史料」参照)。

- (22) DA MKT-568/34A, 35.
- (23) DA MKT-597/92.
- (24) DA MKT-773/35.
- (25) DA MKT-773/102.
- (26) DA MKT-1011/110.
- (27) DA MKT-773/114B.
- (28) DA MKT-513/8.
- (29) DA SUB-279/1A.
- (30) DA MKT-235/148.
- (31) DA SUB-122/5A.
- (32) DA SUB-116/99A.
- (33) DA MKT-194/46.
- (34) BA YA hus. 147—111.
- (35) DA MKT-194/145.
- (36) DA MKT-507/118.
- (37) DA SUB-280/36A, B.
- (38) 第133号大宰相通達 (Ibid.)。
- (39) DA MKT-773/93.
- (40) DA MKT-773/114.
- (41) DA MKT-773/125.
- (42) DA MKT-773/117.
- (43) DA MKT-568/34A, 35.
- (44) 報告書によれば、海軍に在籍する将官、士官、兵士の総数は16,001名であり、このうち7,653名は海軍兵学校の職員、生徒と造船所、工廠、病院に勤務する者たちである。帝国艦隊に配属されている官士官・兵士は8,348名であり、これに対して帝国艦の数は120隻である。このうちの40隻は海上にあり、そこに前述の人員のうち2,694名が乗り組んでいる。残る5,654名が首都に停泊する75隻に配属されている。その数は規定の乗組員数に達しておらず、これ以上兵士の数を減らせば任務を遂行することができない、とある (Ibid.)。
- (45) この問題については別稿 (『お茶の水史学』35号掲載予定) で詳しく述じた。
- (46) Edwin Piers, Life of Abdul Hamid, New York, 1917, pp. 185—186.
- (47) DA SUB-122/5A.
- (48) DA SUB-280/36A, B.

- (49) BA YA hus. 280/67.
- (50) 1881年3月24日付文書 (BA YA res. 10—28)。
- (51) セフェリー1人につき8クルシュ18パラの減額、ハザリーは66.5パラの増額とし、差引き月々25,645クルシュの節約となるというもの。史料ではセフェリーを5千人、ハザリーを1万人としているが、それをあてはめて計算してもこの額にはならない。5千、1万という数字はおよそのものなのであろう。
- (52) DA Islahat 3/17—19.
- (53) この3部門は海軍に付属し、その重要な収入源となっていた。
- (54) 護雅夫編『トルコの社会と経済』アジア経済研究所 1971年 36—37頁参照。

史料：1886年3月1日付 海軍大臣の上奏文 (BA Itrade 1303 D. 77288, left)

4



عکسی برخیره شاهزاده ناچیز تینی تکوپه زری و اورده رفیعه تدارک اینها علی‌الحمد لله اجور ایشان سقوف قلعه داره زریم
کوشانید مبالغه ایلخانی همینه ناطحه هنفه باعث ایلیه مایل نفه نه دنعتانه در همینه ناطحه دلیلی همی صرف
وقوع عقده بولنده ایله طفا لذیق نسی بود جنسن اس اخاذید بخ خصیه همانکه پیاره بلوچ جویل ویرانکه
و خلا بدرسته هایه بجهنده وبعد جه خلا بجهنده بالاده سینه جناب پاره بیک بوزیریه بیک لیما مقداری مانع صرف
او شنینه خان معاذه محوبیتی قبول واجهنا پایه طلاقه دارمه بجهی ده خدا رضانه بجهه و مکار است یادگیر ایلوقت ایلو بجهه
حسب اینجا به فضیحه عالیه شاهزاده خدابندیه ایله هنفه و خصیه همینه ملوکه نه عوایضن آنکه شاهزاده طوری بانه در رو
هم صاف کنند ایله شکنی و او بطریبا یادداشتنه بزیخو تجارتی ایله هنفه و خصیه همینه و خصیه همینه ملکه دیراره و دیرکه
رامه بجهیه هم زنده تدارک و مباریه تیپانیه هنفه و خصیه همینه و خصیه همینه و خصیه همینه قدر معاذه و بیرون
بچال ضرور ترده بولنده قدر کی عدنات شدید سکنیک بیاره منه اورده ایله باره بیک بانیه تاکه اینه و اینه
عذری ایله تینیکه و بید ما منه بیک ناطحه ایلیخان اولینیزه همکاره که ایله زنده ناطحه بیک بیرون
واسندا عدنات بیلیه بیواری تعریف و اینها دیسا سه و ایام و ایام ایله ایچویه وی بمعاذه اعطای اتفاقه افریزه
ایکری بیک لیلیزه روم و اینه بیچ بولنده نیزه همکاره که میخنندوره همکاره که همکاره همکاره همکاره همکاره
اسنصاله مساعدة هلبند را دیرنیت شزاده بیواری شاهزاده بیلیه ایله ایلیه ایله ایله ایله ایله ایله ایله ایله